

大和市地域防災計画の修正（素案）に対する市民意見の募集結果について

**1 意見募集の概要**

①募集期間：平成24年12月1日（土）から平成25年1月4日（金）（35日間）

②周知方法

- ・ホームページ（平成24年12月1日から平成25年1月4日）
- ・広報やまと（平成24年12月1日号）
- ・大和市自治会連絡協議会安全安心部会での説明（平成24年11月26日）

③意見の募集方法

直接持参、郵送、ファックス、電子メール（お問合わせフォーム）

④資料の閲覧場所

- ・大和市役所1階情報公開コーナー、3階危機管理課窓口
- ・大和市生涯学習センター、つきみ野学習センター、林間学習センター、桜丘学習センター、渋谷学習センター
- ・渋谷分室、中央林間連絡所、大和連絡所、桜丘連絡所
- ・市内各コミュニティセンター
- ・市ホームページ

**2 意見提出数・意見数**

- ・意見提出数：3通（電子メール1通、FAX2通）
- ・意見数：19件（内容は次の項目参照）

**3 ご意見の内容と計画への反映や市の考え方**

提出されたご意見の内容別の件数

区 分	件 数
第1編 総則	1
第2編 地震災害対策計画編	12
第3編 風水害対策計画編	5
その他（該当記載なしなど）	1
計	19

提出されたご意見の反映区分別の件数

反 映 区 分	件 数
1. 計画に反映させたもの	2
2. 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	6
3. 今後の取組において参考にするもの	2
4. 計画に反映できないもの	4
5. その他（感想、要望、質問）	5
計	19

区分【 第1編 総則 】

意見番号	ご意見の内容（趣旨）	反映区分	ご意見に対する考え方
1	<p><b>第1節 計画の策定方針</b></p> <p>計画修正の趣旨において、国や県の修正や関係法令の改正があれば随時見直すとするが、国や県の改正・被害想定に関わらず大和市が必要と認めれば国や県の改正を問わず随時見直すべきと考えられる。</p>	3	大和市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいた計画であり、計画の見直しについては、国や県計画に抵触しない範囲で、必要と判断した際に適宜修正いたします。

区分【 第2編 地震災害対策計画編 】

意見番号	ご意見の内容（趣旨）	反映区分	ご意見に対する考え方
2	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b></p> <p><b>第17節 ボランティアの受け入れ</b></p> <p>一般ボランティアとは。（市内在住在勤、県内外など、もう少し具体的な表現をしていただきたい。例えば市内及び県内のボランティア申し込み者を一般とするなど。）</p>	1	<p>一般ボランティアとは、「専門的な知識・技術を要する業務」を担うボランティア以外のボランティアを言い、その要件は市内在住、在勤を問うものではありません。</p> <p>なお、わかりやすい表現とするため、「第17節 ボランティアの受け入れ」の中に、一般ボランティアと専門ボランティアを区別する記載を追加いたします。</p>
3	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b></p> <p><b>第17節 ボランティアの受け入れ</b></p> <p>災害発生時とは、市内、県内などこの地域で発生したものを指すのか。また、他地域への災害協力などは明記がない。</p>	4	<p>災害発生時の地域とは、市内で被害が発生している場合を指します。</p> <p>本市における防災対策全般の計画であることから、他地域への災害支援は記載しておりません。</p>
4	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b></p> <p><b>第17節 ボランティアの受け入れ</b></p> <p>災害ボランティアセンターについて、名称を大和市災害ボランティアセンターとはできないか。</p>	4	大和市地域防災計画は、市域における計画であることから、「大和市」は省略しております。
5	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b></p> <p><b>第17節 ボランティアの受け入れ</b></p> <p>ボランティアの受け入れ拠点の整備について、日頃の準備と訓練、検証などが必要と認識しますが、市の担当部署は、どこになりますか。</p>	5	ボランティアの受け入れの拠点整備を含め、受け入れ体制全般については、市民経済部市民活動課が担当しております。

意見 番号	ご意見の内容（趣旨）	反映 区分	ご意見に対する考え方
6	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b>  <b>第18節 災害時要援護者対策</b></p> <p>市は、高齢者、障がい者の生活の場として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者との災害時の協定を結ぶことに努める。上記の協定は確かに結んでいるが、協定の中身の社会福祉施設へのボランティアの供給について、大和市社会福祉協議会と市は協議しておらず、まったく実効性がない。また、市社協には災害時のボランティアのコーディネーターとしての自覚も主体性もかけている。市と市社協が詳細まで協議し、実行力を伴った地域防災計画とすべき。</p>	5	市は、大和市地域防災計画及び災害時応援協定の内容に即した体制を整備するため、社会福祉協議会をはじめ関係機関等との協議を行ってまいります。
7	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b>  <b>第22節 災害ボランティアの活動支援</b></p> <p>災害ボランティアの活動支援について、平常時の連携や情報交換、環境整備の為、平常時の市の担当部署は、どこになりますか。</p>	5	ボランティアの活動支援については、市民経済部市民活動課が担当しております。
8	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b>  <b>第22節 災害ボランティアの活動支援</b></p> <p>（災害ボランティアの活動支援について）災害ボランティアコーディネーターの養成の為、平常時からの活動を支援していただきたい。</p>	2	災害ボランティアコーディネーターの養成については、「第1章 災害予防対策計画、第17節 ボランティアの受け入れ」で記載しており、平常時から市と社会福祉協議会の共催により研修会等を開催し、支援を行っております。
9	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b>  <b>第22節 災害ボランティアの活動支援</b></p> <p>大和市内、及び神奈川県内の災害ボランティア団体とのネットワーク整備を、更に他県（特に近県など）とのネットワークの整備も必要である。大和市が災害協定を結んでいる他県市などの社会福祉協議会同士の交流、ボランティア団体との交流や、情報交換及び協力体制も必要である。</p>	2	ネットワークの整備につきましては、「第22節 災害ボランティアの活動支援」で、市は、県及び他市町村のボランティア関係機関と情報の交換等を通じて連携体制を整備し、災害時に効果的にボランティア活動が行われるよう環境条件の整備に努めるとし、その必要性について認識しております。

意見 番号	ご意見の内容（趣旨）	反映 区分	ご意見に対する考え方
1 0	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2.2節 災害ボランティアの活動支援</b></p> <p>行政同士が協力（災害協定）している地区の災害ボランティアネットワーク団体との民間部分での協力を行うなども必要であり、早急に環境整備をする必要があると考えます。共に助け合うという協力も必要と考えます。</p>	2	意見番号9と同様です。
1 1	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2.2節 災害ボランティアの活動支援</b></p> <p>大規模災害を想定した体制の構築（大和市、大和市社会福祉協議会、大和市内災害ボランティア団体が、協力しあい、連携しあい、いち早く体制作りができるよう、支援いただきたい。）</p>	2	大規模災害を想定した体制の構築は、「第2.2節 災害ボランティアの活動支援」のネットワーク整備で記載しており、いち早く体制作りができるものと考えております。
1 2	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2.2節 災害ボランティアの活動支援</b></p> <p>大和市内での、自主防災組織や消防団、日本赤十字社や災害ボランティア団体等が（災害時想定される諸団体）情報協力や連携の為に会議や調査など行えるような取組を、大和市社会福祉協議会が窓口となり、各団体と連携が取れる事が理想と考えますので、考慮いただき、ご検討ください。</p>	3	市、社会福祉協議会、ボランティア団体等は、定期的に意見交換や情報交換のための会議を開催しており、その窓口は市民経済部市民活動課が担当しております。ご意見については、今後、会議を進める中で検討してまいります。
1 3	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2.3節 災害時要援護者対策</b></p> <p>災害時要援護者対策について（災害ボランティアでの通訳や介護、メンタル面の補助など必要に応じてボランティア活動の一環とし、活動支援を行っていただきたい。）</p>	2	介護、メンタルヘルスケアなど専門的な知識・技術が必要となる業務につきましては、「第2.2節 災害ボランティアの活動支援」に記載しており、災害ボランティアの活動が円滑に図られるよう支援してまいります。

区分【 第3編 風水害対策計画編 】

意見 番号	ご意見の内容（趣旨）	反映 区分	ご意見に対する考え方
14	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b>  <b>第13節 避難対策</b>                      ゲリラ豪雨等と言われる大雨により、指定避難所に浸水の恐れがあるかどうか判断し、公表・周知徹底されるまでには時間を要する懸念がある。あらかじめ浸水の恐れがある指定避難所は除外し、地域防災計画を見直す必要がある。</p>	2	あらかじめ浸水の恐れがある指定避難所につきましては、今回の修正において「第13節 避難対策」の避難所の開設で、表を追加いたしました。更に、その代替施設についても記述を加えております。
15	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b>  <b>第19節 ボランティアの受け入れ</b>                      意見番号2と同様の意見です。</p>	1	意見番号2と同様です。
16	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b>  <b>第19節 ボランティアの受け入れ</b>                      意見番号3と同様の意見です。</p>	4	意見番号3と同様です。
17	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b>  <b>第19節 ボランティアの受け入れ</b>                      意見番号4と同様の意見です。</p>	4	意見番号4と同様です。
18	<p><b>第1章 災害予防対策計画</b>  <b>第19節 ボランティアの受け入れ</b>                      意見番号5と同様の意見です。</p>	5	意見番号5と同様です。

区分【 その他（該当記載なしなど） 】

意見 番号	ご意見の内容（趣旨）	反映 区分	ご意見に対する考え方
19	他地域の災害に対してもボランティアの申し出が予想されることも考慮願いたい。（自助、共助、公助の精神で）	5	大和市地域防災計画は、市域における防災対策全般の計画であり、他地域へのボランティアの申し出については、県や社会福祉協議会と連携して取り組んでおります。